

第二百十回 参議院 法律委員会 會議録 第四号

令和四年十一月八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月一日

辞任

小林 一大君
石井 苗子君

補欠選任

山崎 正昭君
鈴木 宗男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

杉 久武君

加田 裕之君

三木 亨君

牧山ひろえ君

谷合 正明君

川合 孝典君

古庄 玄知君

山東 昭子君

世耕 弘成君

福岡 資麿君

森 まさこ君

山崎 正昭君

和田 政宗君

石川 大我君

福島みずほ君

佐々木さやか君

梅村みずほ君

鈴木 宗男君
仁比 聡平君

国務大臣

法務大臣

葉梨 康弘君

事務局側

常任委員会専門員

久保田正志君

本日の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(杉久武君) たいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、石井苗子君及び小林一大君が委員を辞任され、その補欠として鈴木宗男君及び山崎正昭君が選任されました。

○委員長(杉久武君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聴取いたします。葉梨法務大臣。

○国務大臣(葉梨康弘君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきま

して、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

これらの法律案は、政府において、人事院勧告の趣旨に鑑み、一般の政府職員の給与を改定することとし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出していることから、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講じようとするものであり、改正の内容は、次のとおりであります。

一般の政府職員について、若年層の俸給月額を引き上げることとしておりますので、八号以下の報酬を受ける判事補等の報酬月額及び十六号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げることとしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、令和四年四月一日に遡ってこれを適用することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(杉久武君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二〇号)(第二一号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二二二号)(第二三三号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二七号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二八二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第二二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

一、元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第二二二号)

第二〇号 令和四年十月二十四日受理

元々日本国籍を持つている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願
請願者 ドイツ連邦共和国ノルドライン・ウェストファールン州クロイツ

タール市 金山紀美子 外三十二

名

紹介議員 高橋 光男君

外国人との婚姻、仕事、勉学などのために海外で暮らす日本人は年々増加している。海外に移住した日本人が当該国での社会保障を得るため、職業上の便宜のため、生活の基盤のある土地で安定した生活を営むため等の理由でその国の国籍を取

得せざるを得ない状況が生まれるが、自ら志望して外国籍を取得すると、現行国籍法の下では日本国籍を自動喪失してしまう。長く海外で暮らしていても心情的には日本人であり、家族のいる日本とのつながりがなくなることはない。日本にとっても、貴重な国際的人材を失うことになる。日本国籍を自動喪失すると、親の介護のために帰国するときでも外国人として入国しなければならぬ。状況の変化のために生活の場を日本に移す場合もある。外国籍を取得せざるを得なかったために、日本国籍を自動喪失させられた元日本人もますます増えつつあるが、日本国籍を放棄する理由はない。国籍唯一の原則は、一九三〇年の条約に做つたものであるが、その後、ヨーロッパの状況は大きく変化し、一九九七年には複数国籍の保持を個人の権利として認めることを規定したヨーロッパ国籍条約が採択された。二十世紀半ばまで認められていた国籍唯一の原則は大きく後退し、既に機能していない。また、日本弁護士連合会は、「自ら他の国籍を取得した場合の国籍喪失制度などについても、複数国籍保持を容認する方向での新たな国籍制度を検討すべきである。」との意見を提出している。多文化と多言語を身に付けた者は、国際化を体現する存在として、日本社会に多様性と豊かさを与えることができる。さらに、このような在外邦人が海外で安定して生活できることは、日本文化の良き理解者をその国で増やすことに貢献する。日本と外国を結ぶ人材を排除するのではなく受け入れていくことは、日本の将来にとってプラスになる。日本国籍保有者が、居住国の国籍を取得しても日本国籍を保持できるように、国籍法第十一条第一項「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」及び第二項「外国の国籍を有す

る日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。」の廃止を求める。また、現行国籍法によりやむなく日本国籍を失った者の国籍回復の可能性も併せて検討することを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたこと。

一、国籍法第十一条第一項と第二項を廃止すること。

第二一号 令和四年十月二十四日受理
元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願

請願者 沖縄県那覇市 小出由美 外十七

名

紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二二号 令和四年十月二十四日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ノルドライン・ウエストファールン州クロイツ・タール市 金山紀美子 外二十九

名

紹介議員 高橋 光男君

一九八五年に施行された国籍法改正で、外国人と日本人母の間に生まれた子供たちも、日本国籍取得ができるようになった。しかし、このときに導入された国籍選択制度で、父と母の二つの国籍を持つ子供たちや、父母が日本人でも出生地の国籍と日本国籍を同時に持つ子供たちは、成年後から二年までの国籍選択を義務付けられている。子供たちが日本国籍を保持するためには、外国籍を離脱するか、外国籍を放棄する旨の国籍選択届

を提出しなければならない。定められた期間内にこれを提出しなければ日本国籍を失うこともあるとされている。国籍法第十四条、第十五条。父と母の異なる国籍や文化を受け継ぐ子供たちは、両方を大切にしながら人格を形成、成長する。多文化と多言語を身に付けた者の存在は、日本社会に多様性と豊かさを与える。ところが、選択制度は、子供に父母の一方を選ばせるに等しい負担や苦痛を与えている。日本の国際化に貢献できる人材が選択制度のために日本国籍を失うのは、少子高齢化社会の現状を考えると、日本にとって大きな損失である。選択制度は、一九三〇年の条約に做つたものであるが、その後、ヨーロッパの状況は大きく変化し、一九九七年には出生により異なる国籍を取得した子供には、権利として当然に重国籍を容認するヨーロッパ国籍条約が採択された。国と国の距離が短くなり往来が自由になった時代に、国籍法の国籍唯一の原則は現実にはそぐわなくなっている。世界的な流れと社会的変化を考慮し、子供たちの重国籍の維持を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたこと。

一、「国籍選択制度」の廃止をすること。

第二三号 令和四年十月二十四日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 小出由美 外十三

名

紹介議員 芳賀 道也君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二七号 令和四年十月二十六日受理
元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願

請願者 千葉県市川市 儀貝憲 外三十六

名

紹介議員 打越さく良君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八号 令和四年十月二十六日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 千葉県市川市 儀貝憲 外三十六

名

紹介議員 打越さく良君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三一号 令和四年十月二十七日受理
元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願

請願者 大阪府高槻市 湯浅佳代 外十六

名

紹介議員 辻元 清美君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三二号 令和四年十月二十七日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 大阪府高槻市 湯浅佳代 外十六

名

紹介議員 辻元 清美君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

十一月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表報酬月額額の欄中「二七七、六〇〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「二五六、三〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」を「二四九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表俸給月額額の欄中「二七七、六〇〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「二五六、三〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」を「二四九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に、「二三三、六〇〇円」を「二三六、五〇〇円」に、「二二五、八〇〇円」を「二二八、八〇〇円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。